

神交対協第 44 号
令和 8 年 2 月 24 日

神奈川県交通安全対策協議会委員 殿

神奈川県交通安全対策協議会
会長 黒岩 祐治

令和 8 年度「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」の実施について（依頼）

本県の交通安全対策の推進につきましては、日頃から格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記月間の神奈川県実施要綱を定めましたので、効果的な推進のために御活用くださるようお願いいたします。

併せて、この取組を県民総ぐるみの運動として展開し、実効性のあるものとするため、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、実施要綱は県ホームページへ掲載していることを申し添えます。

問合せ先

神奈川県交通安全対策協議会事務局

(くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課企画グループ) 常川

電 話 045-210-1111 (内線 3553)

F A X 045-210-8953

E-mail kotuanzen@pref.kanagawa.jp

令和8年度「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」実施要綱

第1 目的

自転車月間推進協議会が主唱して実施される「自転車月間」に合わせ、自転車の交通ルールの遵守とマナーの実践について、九都県市が連携して広く住民に普及、浸透を図る取組を推進することにより、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2 実施期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月31日（日）までの1か月間

第3 スローガン

「自転車も のれば車の なかまいり」

第4 重点

1 共通事項

- (1) 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進

2 各都県市重点

地域の事故実態等に即して各都県市の重点を定めることができる。

第5 実施要領

月間の実施にあたっては、各都県市全域での実施を図るとともに、以下の要領により効果的な取組を行う。

1 自治体

- (1) 相互間及び関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。
- (2) 月間の実施について事前周知を行い、交通安全ボランティア等との連携による交通安全教育、街頭キャンペーン、街頭指導活動等の自転車交通安全活動を展開又は支援する。
- (3) 各種広報媒体やキャンペーン等により、重点項目のほか自転車の安全な利用に関する啓発・広報活動を積極的に実施する。

2 警察

- (1) 自転車利用者に対する街頭指導活動を積極的に実施し、悪質違反者については積極的な検挙に努める。
- (2) 各年齢層に応じた参加体験型の交通安全教育を積極的に実施する。
- (3) 関係機関・団体への交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域の実態に即した事故防止活動を推進する。

3 教育関係機関

- (1) 交通安全教育の推進を図るとともに、特に、自転車の安全な利用に関する指導の充実に努める。
- (2) 保護者に呼びかけ、家族で自転車の安全な利用について話し合うことを奨励する。

4 関係機関・団体等

組織の特性に応じた自転車の安全な利用を促進する取組を実施する。

第6 実施結果

月間中に各都県市が実施した取組については、月間終了後に実施結果としてとりまとめを行う。

令和8年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間

神奈川県実施要綱

スローガン

～ 自転車も のれば車の なかまいり ～
期 間

令和8年5月1日(金)～5月31日(日)

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先*



※次の場合は例外です(自転車歩道通行することができます)
①13歳未満または70歳以上の方もしくは身体の不自由な方が普通自転車を運転するとき
②歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
③車道や交通の状況に照らして、安全を確保するために普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



自転車の交通違反に青切符が導入されました!
16歳以上の自転車利用者に対し、信号無視や「ながらスマホ」などの交通違反に対する交通反則通告制度(青切符)が導入されました。この制度により、対象となる違反行為に対して反則金が科されるようになりました。

ながらスマホ：1万2千円
信号無視：6千円

※酒酔い運転や酒気帯び運転はより重質な交通違反として交通反則(青切符)での取扱いとなります。

3. 夜間はライトを点灯



4. 飲酒運転は禁止

お酒

お酒を飲んで運転することは、犯罪です。自動車の場合と同じく飲酒をした後に自転車を運転してはいけません。



5. ヘルメットを着用

大人もみんながかぶりましょう!



守りましょう!
自転車の基本的な交通ルール
自転車安全利用5則

自転車も のれば車の なかまいり

自転車マナーアップ強化月間 九都県市一斉 2026年 5月1日(金)-5月31日(日)

自転車に乗る前に自転車の点検整備をしましょう!自転車保険等への加入も忘れずに!(各種保険等の特約で加入できる場合もあります。)

首都圏自転車安全利用対策協議会 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

神奈川県交通安全対策協議会



目 的

自転車の交通事故を防止する運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

運動重点

- 1 新たな自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進
- 3 自転車のヘルメット着用の推進（県重点）
- 4 自転車損害賠償責任保険等の加入促進（県重点）

期 間

令和8年5月1日（金）～5月31日（日）

運動の重点に関する主な推進事項

～新たな自転車交通ルールへの遵守とマナーの向上～

- 自転車の交通反則通告制度と自転車安全利用五則の周知及び遵守徹底
- 各種広報媒体やキャンペーン等による、自転車の安全な利用に関する広報啓発活動の推進
- 自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止や、酒気帯び運転に対する罰則について広報啓発の推進

～自転車点検整備の促進～

- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進



～自転車のヘルメット着用の推進～

- 自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について、理解促進に努める
- 関係機関・団体と連携し、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用を促す。
- 自転車利用者の家族等が、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促すことの周知徹底

～自転車損害賠償責任保険等の加入促進～

- 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入促進



推進要領（関係機関など）

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 運動の重点に基づき、地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則等交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 自転車の損害賠償責任保険等への加入・ヘルメット着用及び家族等がヘルメットの着用を促すよう周知啓発を推進します。

交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンやイベント等の開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 各団体構成員による見守り活動を積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育機関・団体の推進する事項

- 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
- 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者などの推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

警察の推進する事項

- 信号無視や一時停止等、危険性・迷惑性の高い運転等の指導取締りを強化します。
- 関係機関・団体と連携し自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 参加体験型の交通安全教育等を推進します。
- 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画などを策定するとともに、各団体と連携した運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 自転車利用者の家族等が、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促すこと等の「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

県民の取り組み事項

家庭

- 家族が出かける際には、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 事故を起こしたときの責任の重大さ等について、家族で話し合しましょう。
- 家族が自転車のヘルメットを装着しているか確認し、声を掛け合しましょう。
- 飲酒運転による事故の悲惨さを家族で話し合い、飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない、そして見逃さない」を徹底しましょう。
- 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

職場

- 社内の広報媒体を活用して、自転車を安全に利用するための「自転車の交通ルール」を紹介するなどして、歩行者を交通事故から守る意識を高めましょう。
- 朝礼や会議等、あらゆる機会を活用して、「思いやりのある運転」や「飲酒運転防止」「ヘルメットの着用」について指導しましょう。
- 自転車通勤者等に対する自転車安全利用五則の推進に努めましょう。
- 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 事業や通勤で自転車を利用する場合、ヘルメットを着用しましょう。

学校・地域

- 児童や生徒が主体的に自転車交通ルールとマナーの大切さ、さらにはヘルメットの着用について意識を高められるようにしましょう。
- 地域内の交通危険箇所を共有し、安全な通行方法等を確認し合しましょう。
- 交通安全教室を開催し、自転車安全利用五則を促進しましょう。
- 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

自転車の利用者

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
- スマートフォン等を使用しながらの自転車の運転はやめましょう。
- 幼児を同乗させる場合は、正しい乗車方法等を理解し、正しく利用しましょう。
- 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 交通事故に備えて必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

自転車ルールブック

幅広い世代に伝わりやすいように、イラストを多く盛り込んだ「自転車のルールブック」を作成しました。神奈川県くらし安全交通課のホームページから自由にダウンロードできますので、交通安全啓発活動においてご活用ください。

(対応言語：日本語・英語・中国語・ベトナム語)

自転車ルールブックはコチラ



1

**車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先**



歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。

2

**交差点では
信号と一時停止を守って、
安全確認**



信号機のある場所では、信号表示に従いましょう。また、一時停止場所では必ず止まり、周囲の安全確認をしましょう。

3

夜間はライトを点灯



ライトには、道路を照らす役割と、自分の存在を周りに知らせる役割があります。自転車の側面にも反射材(リフレクター)をつけましょう。

自転車 安全利用 五則

自転車も
乗れば車の
仲間入り!

4

飲酒運転は禁止



飲酒運転は大切な人の未来を奪う「重大な犯罪」です。お酒を飲んだら、絶対に乗ってはいけません。

5

ヘルメットを着用



自転車に乗るときは、年齢に関係なく乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。子どもだけでなく、大人の方もヘルメットを着用しましょう。



神奈川県交通安全対策協議会

神奈川県交通安全対策協議会事務局

神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課

電話番号 045-210-1111(代)



公式X (旧Twitter)

交通事故ゼロの神奈川へ



公式ホームページ

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先※



※次の場合は例外です（自転車が歩道を通行することができます）
 ①13歳未満または70歳以上の方もしくは身体の不自由な方が普通自転車を運転するとき
 ②歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
 ③車道や交通の状況に照らして、安全を確保するために普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



自転車の交通違反に青切符が導入されました！

16歳以上の自転車利用者に対し、信号無視や「ながらスマホ」などの交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）が導入されました。この制度により、対象となる違反行為に対して反則金が科されるようになりました。

ながらスマホ：1万2千円
信号無視：6千円

※酒酔い運転や酒気帯び運転はより悪質な交通違反として交通切符（赤切符）での取締り対象になります。



自転車も のれば車のなかま いり

守りましょう！
 自転車の基本的な交通ルール

自転車安全利用5則

3. 夜間はライトを点灯



4. 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、犯罪です。自動車の場合と同じく飲酒をした後に自転車を運転してはいけません。



5. ヘルメットを着用

大人もみんながかぶりましょう！



自転車マナーアップ 強化月間 九都県市一斉

2026年
5月1日金 - 5月31日日

自転車に乗る前に自転車の点検整備をしましょう！自転車保険等への加入も忘れずに！（各種保険等の特約で加入できる場合もあります。）

首都圏自転車安全利用対策協議会 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



※次の場合は例外です（自転車が歩道を通ることができます）
 ①13歳未満または70歳以上の方もしくは身体の不自由な方が普通自転車を運転するとき
 ②歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき
 ③車道や交通の状況に照らして、安全を確保するために普通自転車が歩道を通ることがやむを得ないと認められるとき

2 交差点では信号と 一時停止を守って、 安全確認



自転車の交通違反に 青切符が導入されました！

16歳以上の自転車利用者に対し、信号無視や「ながらスマホ」などの交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）が導入されました。この制度により、対象となる違反行為に対して反則金が科されるようになりました。

反則金の例

- ながらスマホ
……………1万2千円
- 信号無視
……………6千円

※酒酔い運転や酒気帯り運転はより悪質な交通違反として交通切符（赤切符）での取扱い対象となります。



自転車ものれば車のなかまいり

守りましょう！
自転車の基本的な交通ルール

自転車安全利用5則

3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、犯罪です。自動車の場合と同じく飲酒をした後に自転車を運転してはいけません。



5 ヘルメットを着用



自転車マナーアップ
強化月間 九都県市一斉

2026年
5月1日（金）-5月31日（日）

自転車に乗る前に自転車の点検整備をしましょう！

自転車保険等への加入も忘れずに！（各種保険等の特約で加入できる場合もあります。）

首都圏自転車安全利用
対策協議会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市